

オンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、  
令和4年10月1日より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されております。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算は保険医療機関において、  
初再診時に患者様の薬剤情報や特定検診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制  
について評価するものです。

当院は、令和5年10月1日からオンライン資格確認について、下記の整備を行っております。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定検診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算の詳細な点数について】

【初診時】

- 「加算1」6点 ・診療情報提供書の持参がない場合  
・マイナ保険証での診療棟の情報取得に同意しない場合
- 「加算2」2点 ・診療情報提供書を持参した場合  
・マイナ保険証での診療情報等の取得に全部同意した場合

【再診時】

- 「加算3」2点 ・マイナ保険証での診療等の情報取得に同意しない場合  
・従来の保険証での保険確認を行った場合

※再診時にマイナ保険証で診療等の情報取得に同意した場合は上記の加算は発生しません。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

—お願い—

マイナンバーカードを利用される場合でも、システムエラーが発生することがありますので、  
当面の間、従来どおり健康保険証も持参いただきますようご協力をよろしくお願い致します。